

教職企第1417号
令和2年6月12日

私学課長 様

教職員室教職員企画課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）

標記について、令和2年6月5日付け2教教人第14号により文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課長から通知がありました。

本府では別紙のとおり取扱うこととしましたので、所轄の学校法人などへの周知等お取
計らいのほど、よろしく願いいたします。

なお、文部科学省においては、既に履修認定を受けた免許状更新講習の課程の一部につ
いても、延期後の修了確認期限内又は延長後の免許状更新講習の修了期間内に履修認定を
受けた講習として有効なものを取り扱うことを認める特例について、別途法令上の措置を
講じる予定であるとされており、本府としても、当該措置に沿った取扱いを行う予定です。

教職員室 教職員企画課 免許グループ

電話（直通） 06-6944-6180

FAX 06-6944-6897

Email kyoshokuin-g15@sbox.pref.osaka.lg.jp